

これから開設を予定している  
医療機関・薬局の皆様へ

別添

令和4年4月

# オンライン資格確認導入で できること



## 受付業務が便利に！

### ■ 健康保険証の情報で即座に資格確認



レセプトコンピュータ上で**患者の健康保険証の保険者番号・被保険者証記号・番号・生年月日の情報**を入力することで、即座に資格の有効性が確認でき、患者情報取得できます。（レセプトコンピュータの改修についてはシステムベンダーにご相談ください。）

また、取得した資格情報・患者情報で、そのまま患者登録できます。

## データに基づいた診療が可能に！

患者の持参したマイナンバーカードでの同意のもと、薬剤情報・特定健診等情報の閲覧ができるようになり、より多くの情報を元にした診療や服薬指導を行うことができます。

### ■ 薬剤情報の閲覧

レセプト（医科・歯科・調剤・DPC）から抽出し、**3年間分(※)の薬剤情報**が閲覧可能です。

※令和3年9月診療分から対象です。

### ■ 特定健診等情報の閲覧

特定健診等情報の閲覧では、**令和2年度分から順次登録された5年間分の情報**が閲覧可能です。

## 診療報酬・調剤報酬で加算されます！ 導入時には補助金も！

- オンライン資格確認を導入することで診療報酬・調剤報酬が加算されます。詳細は医療機関等向けポータルサイト（裏面参照）等をご参照ください。
- 補助金の交付を受けるには**令和5年3月31日までに補助対象事業を完了させ、令和5年6月30日までに申請**をお願いいたします。

# これからオンライン資格確認の 導入を検討される方へ

## ■ まずは、顔認証付きカードリーダーをお申し込みください！



これからオンライン資格確認を導入される方は、「医療機関等向けポータルサイト」へのアカウント登録を行い、同サイトより**ご希望の顔認証付きカードリーダーをお申し込みください。**

?

どの製品を選べばよいかお悩みの際は、レセプトコンピュータの導入等でお取引のあるシステム業者にご相談ください。

顔認証付きカードリーダーの機種・概要はこちらから



## ■ 導入に向けた準備は「準備作業の手引き」をご参照ください



顔認証付きカードリーダーを申し込んだ後は、**システム業者へのご連絡や各種申請手続きが必要となります。**

詳しくは「準備作業の手引き」をご確認いただき、手順に沿って導入準備を行ってください。

(左の二次元バーコードよりアクセスいただけます)

オンライン資格確認導入に向けた準備作業の手引き

## ■ 運用開始の準備ができれば、「運用開始日」の登録を行ってください！

# オンライン資格確認導入に関する 手続き・各種申請は医療機関等向けポータルサイトで！

ポータルサイトでできること

- ・ 顔認証付きカードリーダー申込
- ・ オンライン資格確認利用申請
- ・ 補助金申請
- ・ 『準備作業の手引き』等ダウンロード

AIチャットボットの「シカク」です。24時間いつでも疑問に答えます！



AIチャットボット「シカクくん」



お問合せ先：オンライン資格確認等コールセンター

✉ [contact@iryohokenjyoho-portal.jp](mailto:contact@iryohokenjyoho-portal.jp)

☎ 0800-0804583 (通話無料) 月～金 8:00～18:00  
(いずれも祝日を除く) 土 8:00～16:00

医療機関ポータル

検索